

弁護士による臨時無料法律相談

2026 年女性の権利ホットライン

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント）や離婚に関する諸問題、職場における差別、同性婚に関することなど、女性の権利一般に関する無料法律相談を実施します。各弁護士会でこれらの問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し適切なアドバイスを行います。お気軽に御相談ください。



6月26日(金)午後1時半～午後3時半



0154-41-0876

※この電話は特設番号です。上記時間のみご利用いただけます。

また、ご相談は無料ですが、通話料はご負担ください。

主催 釧路弁護士会・日本弁護士連合会

問合せ先：釧路弁護士会法律相談センター TEL：0154-41-3444